

新見市観光地経営戦略策定業務委託に関する質問及び回答

No	質問事項	質問内容	回答
1	企画提案書等の提出期限について	本業務のプロポーザルに関する貴市のWebサイトにおいて「企画提案書等の提出」の期限が「令和8年7月23日（木）必着」と記載されておりますが、他の箇所や仕様書では「令和8年7月24日（金）必着」と記載されております。どちらが正しいでしょうか。	企画提案書等の提出期限は、「令和8年7月24日（金）必着」が正しいです。 ご指摘いただき、ありがとうございます。誤記がありましたことをお詫びいたします。 なお、新見市ホームページの該当箇所は修正しました。
2	会議における報償費・旅費の精算について	仕様書の業務内容のうち「（2）観光地経営戦略策定に係る会議運営等」で報償費・旅費は1回につき54万とありますが、こちらの金額は、仕様書（別紙）に記載のある会議委員15名に対する報償費・旅費の合計額という認識でよろしいでしょうか。	仕様書（別紙）の委員のうち、15番目の新見市副市長については報償費及び旅費は不要です。このため、「1回につき54万円」は委員14名に対する報償費及び旅費の合計額になります。
3	企業概要について	契約事業所名、契約事業所所在地以外は全て本社（全体）のものを記入すればいいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	会議における報償費・旅費の規定について	A：新見市内関係者、B：新見市外関係者、C：座長、副座長とした場合、A及びBの方の報酬額は新見市様の謝金規定内で、Bの方に交通費を別途お支払する形でしょうか。 Cの方は、受託者からの提案額でよろしいでしょうか。また、新見市様の謝金規定をご教示ください。	会議における報償費・旅費は、新見市の謝金規定対象外としています。なお、新見市が規定する報償費は次のとおりです。 ・一般の委員 6,700円／回 ・医師、弁護士、教授等の委員 15,000円／回 仕様書5（2）③中、「報償費・旅費について、有識者の経歴や実績、経験等を踏まえて適切と考える額を委託費の範囲内で支給する。」とありますので、新見市の規定にかかわらずご提案ください。

5	見積書の作成者名について	見積書の作成者名は契約事業所の代表者名で作成してもいいでしょうか。また、本社から契約事業所に対する委任状は必要でしょうか。	見積書の作成者名は契約事業所の代表者名で作成してください。 本社から契約事業所に対する委任状は必要で、委任状の様式は任意です。
6	戦略の方向性について	本事業の着地予想（戦略の方向性）として、現時点ではどのような方向性を描かれているか？（以下のどの方向を期待されているか？）、認識されているリソースや現時点の仮説など、お教えてください。 質問１：既存施設を活性化か？ 新たな宿泊施設を誘致か？より期待されることはどちらでしょうか？ 質問２：観光地活性化の結果、めざすべき優先順位があればお教えてください。 例１：観光人口を増やしたい 例２：税収を増やしたい 例３：移住者含めた人口を増やしたい。（若者人口など）	仕様書５（３）に記載のとおり、新見市観光地経営戦略会議において議論を行いながら、「中長期的に観光地としてどのような地域を実現するべきか」、「「選択と集中」の考え方に基づき、何に対して人的資源や財源を集中的に割り当てるか」を明確にするものとします。
7	基礎調査について	5.業務内容の（１）基礎調査における②アンケート調査と③ヒアリング調査につきまして、どちらも具体的な実施手法・内容は提案事項と記載されていますが、全てオンラインの実施でもよろしいのでしょうか。	仕様書５（１）②③に記載のとおり、提案する実施方法や内容に制限は設けていません。
8	会議運営について	5.業務内容の（２）観光地経営戦略策定に係る会議運営等における①会議運営について、原則とされている４回の開催時期について指定はあるのでしょうか。	開催時期の指定はありません。

9	報償費・旅費について	5.業務内容の(2)観光地経営戦略策定に係る会議運営等における③委員等の日程調整、報償費・旅費の支払いについて、支給額は積算上1回につき54万円で設定されていますが、こちらは1回の会議に招聘する2名分で54万円という認識でよろしいでしょうか。また、税抜でしょうか。	No.2のとおりで、税込みです。
10	仕様書5(2)③委員等の支払いについて	会議1回につき54万円のうち、受託者が提案する有識者2名への支払い予定額をご教示ください。	No.4のとおりです。
11	仕様書5(2)③委員等の支払いについて	会議の開催は、原則4回とありますが、開催回数が増えた場合の、報償費・旅費などの費用の取扱いについてご教示ください。	仕様書5(2)③に記載のとおり、予算額9,400千円以内であれば、会議を円滑に進めるための追加提案は可能です。 委託者において必要と認める場合は協議の対象とします。
12	仕様書5(2)①会議運営について	「Web参加も可能」となっていますが、現地参加が必須となるような会議(貴市への報告・打合せ含む)があれば、ご教示ください。開催日時及び回数を教えてください。	委員及び受託者の一部について、会議への「Web参加も可能」とします。 受託者との打ち合わせ等は、仕様書7に記載のとおりです。 Webでの打ち合わせは可能です。
13	仕様書5(3)観光地経営戦略の策定について	貴市ですでに開始している観光施策のうち、公開されていない観光データなどがあれば、共有頂くことは可能でしょうか。	公開していない観光データなどについては、受託者決定後に受託者へ提供します。
14	実施要領6提示書類の業務実績書(様式第5号)について	本業務の参加予定者の実績について、他社在籍中の類似実績を掲載することは可能でしょうか。	不可です。

1 5	実施要項について	① 9 企画提案書等の提出 について、提出期限が【令和 8 年 7 月 2 4 日（金）必着】とありますが、期限となる時刻の指定はあるでしょうか。 ② 1 2 委託契約等 （2）契約保証金 について、新見市計画規則第 3 2 号（3）に定められる次の内容は、貴市以外との契約も含めてよいのでしょうか。 「過去 2 年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」	①期限となる時刻の指定はありません。期限当日の一般的な業務時間内を目安にご提出ください。 ②新見市との契約に限ります。
1 6	仕様書について	①業務内容（1）基礎調査 における「本市が提供する関連データ等」について、現時点の見込みがあればご教示ください。 ②業務内容（2）観光地経営戦略策定に係る会議運営等 について、すべての委員がすべての会議に出席する必要があるのでしょうか。 ③業務内容（2）観光地経営戦略策定に係る会議運営等 について、オブザーバーの分の報償費・旅費も受託者が負担するのでしょうか。 ④業務内容（2）観光地経営戦略策定に係る会議運営等 について、1 回あたり 54 万円を上回る（または下回る）提案は可能でしょうか。 ⑤業務内容（2）観光地経営戦略策定に係る会議運営等 について、報償費の支払単価についての貴市の規定や、今般の業務で想定する支払単価のご想定があればご教示ください。 ⑥業務内容（2）観光地経営戦略策定に係る会議運営等 について、全 4 回の実施時期が既に決まっていればご教示ください。	①新見市ホームページで公開しているデータに加え、現在公開していない過去数年にわたる観光施設入込客数や所管する観光施設の収支状況等です。 ②すべての委員にすべての会議に出席いただくことを原則としますが、受託者からの協議には応じます。 ③お見込みのとおりです。 ④予算額 9, 4 0 0 千円以内であれば可能です。 ⑤N o. 4 のとおりです。5 4 万円の内訳は受託者決定後に受託者にお知らせしますが、契約変更の対象としません。 ⑥N o. 8 のとおりです。

17	仕様書別紙について	No. 13及び14の有識者について、貴市が選定されるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合現時点での見込みがあればご教示ください。	お見込みのとおりです。 委託者から提案する有識者について、現在提供できる情報は ありません。
18	(1) 基礎調査 ①観光関連データの整理・分析について	①貴市から提供いただける関連データとはどんなもの でしょうか。また、事前に共有いただき内容を確認 させていただくことが可能でしょうか。 ②公開されている満奇洞以外の観光施設についても 経営戦略が策定されているのでしょうか。もし、同 様の観光施設で経営戦略が策定されている場合、当 該資料をご提供いただくことは可能でしょうか（上 位計画や関連計画との整合性を確認させていただき たく思います）。	①No. 16のとおりです。 ②策定している新見市観光施設事業経営戦略は満奇洞のみ です。
19	(2) 観光地経営戦略策定に係る会議運営等 ③委員等の日程調整、報償費・旅費（宿泊費及び交通費）の支払い	仕様書に「積算上1回につき54万円で算出」と記載 されておりますが、計4回で216万円かかるという 認識で合っていますでしょうか。また、報償費等 の内訳や積算根拠が分かれば教えてください。	お見込みのとおりです。 No. 2とNo. 4、No. 16を参照してください。